

実習実施者
監理団体 各位

外国人技能実習機構

令和4年1月25日のまん延防止等重点措置を踏まえた監理団体・実習実施者の皆様へのお願い
(期間の延長及び区域の変更)

広島県、山口県、沖縄県が令和4年1月9日から令和4年2月20日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県が令和4年1月21日から2月13日まで、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県が令和4年1月27日から2月20日までまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされています。

監理団体・実習実施者の皆様におかれては、上記の実施区域であるかを問わず、以下にご留意の上、引き続き、技能実習生の皆様に対する感染防止対策や生活支援策など各種支援策の周知に努めていただくほか、技能実習生の雇用維持に取り組んでいただくようお願いします。

《監理団体・実習実施者の皆様へのお願い》

※技能実習生の皆様に対する周知も、併せてお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や相談窓口等の周知先をやさしい日本語で新たにまとめていますので、こちらのご活用もお願いします。

「新型コロナウイルスの役立つおしらせをまとめました」(機構ホームページ)

<https://www.otit.go.jp/files/user/211224-1.pdf>

※技能実習関係者から寄せられたご質問とその回答をまとめていますので、ご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問」(機構ホームページ)

<https://www.otit.go.jp/files/user/211228-3.pdf>

①感染予防や健康管理について

○ 集団で仕事や生活を行っている技能実習生の方々におかれては、感染機会を減らすための工夫が非常に重要です。実習実施者(特に、技能実習指導員や生活指導員)の方々におかれては、朝礼等の場を活用した技能実習生に対する感染予防策の周知徹底や技能実習生の毎日の体調把握に努めてください。また、監理団体の方々におかれては、監査等で実習実施者の方々における感染予防や健康管理の取組を確認するよう引き続きお願いします。

当該取組にあたっては、技能実習生向けに感染予防の注意点等を多言語でまとめたリーフレット等を用意していますので、ご活用ください。また、多言語で直接情報が届くよう、SNSで情報をお伝えしていますので技能実習生への周知をお願いします。

- ・「新型コロナウイルス感染症予防のため、注意すること」（機構ホームページ）

[日本語](#) [やさしい日本語](#) [中国語](#) [ベトナム語](#) [タガログ語](#)
[インドネシア語](#) [タイ語](#) [英語](#) [カンボジア語](#) [ミャンマー語](#)

- ・「ゼロ密を目指そう！」（厚生労働省ホームページ）

[日本語](#) [中国語（簡体）](#) [中国語（繁体）](#) [ベトナム語](#)
[タガログ語](#) [インドネシア語](#) [タイ語](#) [英語](#) [カンボジア語](#) [ミャンマー語](#)

- ・外国人技能実習機構 SNS 一覧（Facebook、Twitter）

<https://www.otit.go.jp/files/user/210217-2.pdf>

- 技能実習生に対しては、発熱又は風邪の症状がある場合は技能実習指導員や生活指導員等にすぐに申し出るよう促してください。その上で、実習生の新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合は、実習実施者又は監理団体から「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります。）へ連絡してください。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は厚生労働省や都道府県等が設置している電話相談窓口へ相談してください。

- ・「受診・相談センター」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- ・「新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の電話相談窓口」

電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間：下記参照（土日・祝日も実施）

- ・日本語・英語・中国語 9：00～21：00
- ・タイ語 9：00～18：00
- ・ベトナム語 10：00～19：00

- ・「都道府県・保健所等による電話相談窓口」（首相官邸ホームページ）

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

- 技能実習生が病院に行く場合は、必要に応じて通訳が同行するなどし、円滑な受診ができるよう配慮してください。

- ・「外国人患者を受け入れる医療機関」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

- 新型コロナワクチンの接種会場や接種方法は「コロナワクチンナビ」を、技能実習生の新型コロナワクチン接種時における留意事項は「技能実習生に対する新型コロナワクチン接種の支援について（依頼）」をご覧ください。

なお、新型コロナワクチンに関する一般的な相談は厚生労働省が設置している電話相談窓口へ相談してください。

- ・「コロナワクチンナビ」（厚生労働省ホームページ）

[日本語](#) [やさしい日本語](#) [英語](#) [中国語（簡体）](#) [中国語（繁体）](#)

- ・「技能実習生に対する新型コロナワクチン接種の支援について（依頼）」（機構ホームページ）

<https://www.otit.go.jp/files/user/210705-51.pdf>

- ・「厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター」
電話番号：0120-761770（フリーダイヤル）
受付時間：9：00～21：00（土日・祝日も実施）

②技能実習生の生活支援及び雇用維持について

- まん延防止等重点措置の実施区域では、飲食店への営業時間の短縮等の要請が行われています。この様な状況を踏まえ、監理団体・実習実施者の皆様は技能実習生の生活面を含む相談に応じていただくようお願いします。
- 新型コロナウイルスにより会社の経営が悪くなっているときでも、外国人であることを理由として、外国人の労働者を、日本人より不利に扱うことは許されません。

- ・「会社で働いている外国人のみなさま」（厚生労働省ホームページ）

[日本語](#) [やさしい日本語](#) [中国語（簡体）](#) [中国語（繁体）](#) [ベトナム語](#) [タガログ語](#)
[インドネシア語](#) [タイ語](#) [英語](#) [カンボジア語](#) [ミャンマー語](#) [ネパール語](#) [モンゴル語](#)

- 雇用調整助成金は技能実習生も対象となります。また、雇用調整助成金の特例や休業手当の支払いを実習生が受けられない場合の給付金（休業支援金・給付金）等を案内していますのでご覧ください、ご活用ください。

- ・「雇用調整助成金を活用して外国人技能実習生の雇用維持に努めて下さい」（機構ホームページ）

<https://www.otit.go.jp/files/user/211224-3.pdf>

※ 技能実習生に教育訓練を行う場合も雇用調整助成金の対象となります。技能実習生に教育訓練を行う際の技能実習実施困難時届出書の提出について（雇用調整助成金の緊急対応期間の延長に伴う取扱期間の延長）は、こちらをご確認ください。

「技能実習生に教育訓練を行う際の技能実習実施困難時届出書の提出について」

<https://www.otit.go.jp/files/user/211224-4.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

- 技能実習修了後、帰国困難となっている技能実習生及び解雇等された技能実習生への支援について案内していますのでご覧ください、ご活用ください。また、技能実習生が次の仕事を探す間は、雇用保険の給付の対象となる場合があります。

- ・「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」（入管庁ホームページ）https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱い」（入管庁ホームページ）https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00158.html

- ・「実習先変更支援」（機構ホームページ）

<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>

- ・「技能実習が継続できなくなった場合に利用できる制度のご案内」（機構ホームページ）

[日本語](#) [やさしい日本語](#) [中国語](#) [ベトナム語](#) [タガログ語](#) [インドネシア語](#) [タイ語](#) [英語](#)
[カンボジア語](#) [ミャンマー語](#)